

青森県立浪岡高等学校バドミントン部後援会会則

第1条 (名称)

本会は、青森県立浪岡高等学校バドミントン部後援会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

第3条 (目的)

本会は、浪岡高校バドミントン部の活動を後援し、日本一の高校となるよう応援し、併せて青森県におけるバドミントンの健全な発展とスポーツの振興をはかることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 浪岡高校バドミントン部の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
- ② 浪岡高校バドミントン部の活動・宣伝事業
- ③ 会員相互の親睦をはかる事業
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者または法人、団体とする。

第6条 (入会および脱会)

- ① 会員は、所定の会費を納入し入会することができる
- ② 会員は、本人の申し出により脱会することができる

第7条 (役員)

本会に次の役員をおき、会員より選出する。

- ① 名誉顧問 1名
- ② 顧問 若干名
- ③ 会長 1名
- ④ 副会長 若干名
- ⑤ 理事 若干名
- ⑥ 会計 1名
- ⑦ 監事 若干名
- ⑧ 事務局長 1名
- ⑨ 事務局次長 1名

第8条 (名誉会長及び顧問)

本会に名誉会長および顧問をおくことができる。名誉会長および顧問は、会長が推薦する。

第9条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条（役員職務）

- ① 会長は、本会を代表する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事は、本会の運営にあたる。
- ④ 会計は、本会の会計事務を遂行する。
- ⑤ 監事は、事業および会計を監査する。
- ⑥ 事務局長は、事務一切を処理し必要な書類を作成し保管する。
- ⑦ 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第11条（会議）

- ① 会議は、総会・理事会および幹事会とする。
- ② 総会は年1回会長が招集し、理事及び監事の選出を行い、収支および決算、事業計画・報告を行う。
- ③ 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- ④ 理事会は、年1回定期または臨時に開催し、事業計画・予算及び決算その他重要な事項を議決する。
- ⑤ 総会および理事会の議長は会長がつとめる。
- ⑥ 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、事業運営に関する事項および理事会に付随すべき事項を議決する。

第12条（会計）

本会の経費は、会費および寄付金その他の収入による。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第13条（会費）

- ① 個人会員/年額 1口 3,000円～（何口でも可能）
- ② 個人事業者会員/年額 1口 5,000円～（何口でも可能）
- ③ 法人会員/年額 1口 10,000円～（何口でも可能）
- ④ 脱会時の会費の返金は行わない。

第14条（施行）

本則は、2016年（平成28年）4月1日より実施する。

2018年（平成30年）12月10日に一部改正。